

個人情報保護に関する基礎知識

牛込橋法律事務所

パートナー弁護士 瀧口 徹

2023/3/4

<本資料についてのご留意事項>

- ◆ 本資料は、2023年3月4日時点の法令、並びに同時点で当職が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。
- ◆ 本資料は、一般社団法人子ども宅食応援団の実施者ネットワーク(リーダー会員)加盟団体向けのセミナー資料です。他の目的での利用、加盟団体外でのご利用、及び第三者への開示はできませんのでご留意願います。

講師自己紹介

<経歴>

- 静岡県沼津市生まれ。
- 大学在学中にNPOの設立、運営に携わる
- 2009年 弁護士登録
国際企業法務を専門とする法律事務所に入所
- 2018年 牛込橋法律事務所を設立
企業法務・非営利法人法務を専門とする

<役職等>

- BLP-Network設立メンバー
- 特定非営利活動法人Accountability for Change 監事

など

本日の講座の概要

1：そもそも「個人情報」とは

2：個人情報保護法はどんなことを規定しているのか

2-1 個人情報保護法の適用対象

2-2 個人情報取扱事業者の主な責務

2-3 個人情報保護法に違反した場合

3：子ども宅食実施団体が注意したいポイント

3-1 個人情報を「取得」する際の注意点

3-2 個人情報を「利用」する際の注意点

3-3 個人情報を「共有」する際の注意点

3-4 要配慮個人情報について

4：子ども・子育て家庭の見守りにあたって知っておくべきこと

4-1 虐待の通報義務とは

4-2 通報義務と個人情報保護法との関係

5：困った時の連絡・相談先

5-1 個人情報の漏えいが発生したとき

5-2 個人情報保護法についての相談先等

1 そもそも個人情報とは

「個人情報」とは

- 生存する個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの
(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)
- ② 個人識別符号が含まれるもの
例：免許証番号・保険証番号 etc.

・ その人が誰なのかわかる
・ 他の情報と組み合わせて個人を特定できる

★こども宅食で扱う情報について

- 保護者・お子さんの氏名・住所、家族構成、生年月日、生活保護の需給状況、学校名、職業・勤務先名
- 障害の有無、服薬状況
- メールアドレス

「個人データ」 「保有個人データ」

• 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報

◆ 「個人情報データベース等」

個人情報を含む情報の集合物であって、

- ① 特定の個人情報をコンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの、又は
- ② コンピュータを用いていない場合であっても、五十音順に索引を付して並べられた顧客カード等、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものであって、目次、索引、符号等により一般的に容易に検索可能な状態に置かれているもの

• 保有個人データ

個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正等の権限を有する個人データ

「個人情報」とプライバシーの関係

• 「プライバシー情報」

– 以下の全てを満たす情報

- ① 私生活上の事実（または私生活上の事実らしく受け取られるおそれがある情報）
- ② 一般人なら公開を望まない情報
- ③ 一般の人々にまだ知られていない情報（非公知情報）

• 個人情報とプライバシー

- 個人情報の多くはプライバシー性を有するため、重なり合う部分が多い
- 「個人情報」：公開・非公開の別、センシティブ性・プライバシー性の有無、情報の価値の程度を問わない。
- 「プライバシー情報」：個人を識別できる情報に限られないため、特定個人を識別できない情報であってもプライバシー権を侵害し得る。

2 個人情報保護法はどんなことを規定しているのか

2-1 個人情報保護法の適用対象

2-2 個人情報取扱事業者の主な責務

2-3 個人情報保護法に違反した場合

2-1 個人情報保護法の適用対象

- 「個人情報保護法」

- 正式名称：「個人情報の保護に関する法律」
- 個人情報取扱事業者が負う義務について規定

- 「個人情報取扱事業者」

⇒ 「個人情報データベース等を事業の用に供している者」

★ポイント

- 取り扱う個人情報の件数にかかわらず、個人情報取扱事業者としての義務を負う
- 「事業」：一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、法人格の有無、営利・非営利の別は問わない

⇒ NPO法人や任意団体にも適用される

2-2 個人情報取扱事業者の主な責務

- ① 個人情報の取得時の義務
- ② 個人データの保管・管理に関する義務
- ③ 個人データの第三者への提供に関する義務
- ④ 保有個人データの本人からの開示・訂正等に対応する義務
- ⑤ 個人情報の漏えい事故等の発生時の義務

2-3 個人情報保護法に違反した場合 (1/2)

① 個人情報保護委員会による措置・刑事罰

- ◆ 報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令
- ◆ 報告徴収・立入検査に応じなかった場合や、報告徴収に対して虚偽の報告をした場合等
⇒ 刑事罰 (50万円以下の罰金) が科される可能性 (法第177条)
- ◆ 個人情報保護委員会の命令に違反した場合
個人情報保護委員会は、その旨を公表することができ (法第145条第4項)、加えて、当該命令に違反した者には、刑事罰 (1年以下の懲役又は100万円以下の罰金) が科される可能性 (法第173条)

2-3 個人情報保護法に違反した場合 (2/2)

② 刑事罰

- ◆ 個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合

⇒ 刑事罰（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科される可能性（法第174条）

⇒ 両罰規定により、行為者に加え、その法人等にも罰金刑が科される可能性（法第179条）

③ 民事上の責任

損害賠償請求を受ける可能性

⇒ ベネッセ事件：東京地裁令和5年2月27日判決

④ その他

レピュテーション、取引への影響、法人の認証・認定への影響

3 こども宅食実施団体が 注意したいポイント

3-1 個人情報「取得」する際の注意点

3-2 個人情報「利用」する際の注意点

3-3 個人情報「共有」する際の注意点

3-4 要配慮個人情報の取扱い

ケーススタディ

3-1 個人情報を「取得」する際の注意点

• 適正な取得

- 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

• 利用目的の特定

- 個人情報を取り扱うに当たっては利用目的をできる限り特定しなければならない。

• 利用目的の通知・公表

- 個人情報を取得する場合、あらかじめ利用目的を公表するか、取得後速やかに本人に利用目的を通知・公表しなければならない。
- なお、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければならない。

※プライバシーポリシー／個人情報保護方針の意味

3-2 個人情報を「利用」する際の注意点

• 利用目的による制限

- 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

• 不適正な利用の禁止

- 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

• 安全管理・監督義務等

- 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 個人データを安全に管理し、従業員や委託先も監督しなければならない。

3-3 個人情報を「共有」する際の注意点

・ 第三者提供の制限

- 一定の除外事由に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
- ※除外事由の例
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することは第三者提供に当たらない

★守秘義務契約を結べば個人情報や家庭の情報を外部に開示・共有できるわけではない点に注意

3-4 要配慮個人情報 (1/2)

・ 「要配慮個人情報」とは

－ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして以下の記述等が含まれる個人情報をいう。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- ② 本人に対して医師等により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断等の結果
- ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑤ 本人を少年法第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

3-4 要配慮個人情報 (2/2)

- **取得の制限**

- 個人情報取扱事業者は、一定の除外事由に該当する場合を除いて、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

- **第三者提供の場合の本人同意**

- 要配慮個人情報に該当する個人データを第三者提供する場合、事前に本人の明示的な同意を得ることが必須
(オプトアウト方式による第三者提供は認められない。)

ケース・スタディ

- ① 飲食店を営むAさんは、子ども宅食を実施する任意団体Bを立ち上げた。
- ② 任意団体Bの子ども宅食を利用する世帯数は50世帯となった。利用者の氏名・住所・メールアドレスや家族構成、こども宅食を利用している理由等の情報については、団体内部で一覧表を作成して管理しており、利用者向けにメールで食品配達のスケジュール等を定期的に送信している。
- ③ 任意団体Bの食品配達はボランティアによって行われているため、配達先である利用者の氏名・住所の情報をボランティアに提供している。
- ④ Aさんは、自らが営む飲食店でこども宅食利用者向けに割引キャンペーンを実施することとし、その告知メールを利用者に送信することを検討している。
- ⑤ Aさんは、知人であるCさんから、「同じ地域で親子向け相談事業をすることになり、団体Bの利用者に宣伝をしたいので団体Bの利用者名簿を貸してほしい」と頼まれた。

4 子ども・子育て家庭の見守りにあたって知っておくべきこと

4-1 虐待の通報義務とは

4-2 通報義務と個人情報保護法との関係

4-1 虐待の通報義務とは

・ 児童虐待の防止等に関する法律

－ 早期発見の努力義務（5条1項）

学校、児童福祉施設、病院、・・・その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、・・・その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

－ 通告義務（6条1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

★参考資料：

「医療機関のための子育て支援ハンドブック『気になる親子に出会ったら』」（東京都福祉保健局）

4-2 通報義務と個人情報保護法との関係

• 児童虐待の防止等に関する法律（6条3項）

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

• 個人情報保護法（27条1項）

- 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

★法令上の義務を果たすために必要な範囲であれば、個人情報を通報先機関に個人情報を開示することは、個人情報保護法その他の法令違反に該当しない

5 困った時の連絡・相談先

5-1 個人情報の漏えいが発生したとき

5-2 個人情報保護法についての相談先等

5-1 個人情報情報の漏えいが発生したとき

・ 漏えい等報告 + 本人への通知

- 以下のいずれかに該当する漏えい事項が発生した場合（又はそのおそれがある場合）には、①個人情報保護委員会への報告と②本人への通知をする義務あり
 - ・ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等
 - ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じる個人データの漏えい等
 - ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等
 - ・ 個人データに係る本人の数が1,000人を超える漏洩等

★報告期限に注意

- ・ 速報：報告対象事態を知ったときは、速やかに報告
※「速やかに」＝「概ね3～5日以内」
- ・ 確報：報告対象事態を知ったときから30日以内に報告

5-2 個人情報保護法についての相談先等

- **個人情報保護委員会**

- 法令・ガイドライン、Q&A

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

- 個人情報保護法相談ダイヤル
電話番号 03-6457-9849

- **弁護士**

- 参考情報：BLP-Network

<http://www.blp-network.com>

ご清聴ありがとうございました

弁護士 瀧口 徹

takiguchi@ushigomelaw.jp

03-3511-2236（牛込橋法律事務所）



<https://ushigomelaw.jp/>

＜本資料についてのご留意事項＞

- ◆ 本資料は、2023年3月2日作成時点の法令、並びに同時点で当職が入手し得る資料及び情報に基づいて作成したものです。
- ◆ 本資料は、一般社団法人こども宅食応援団の実施者ネットワーク（リーダー会員）加盟団体向けのセミナー資料です。他の目的での利用、加盟団体外でのご利用、及び第三者への開示はできませんのでご留意願います。